



平成30年度 予算執行方針のポイント

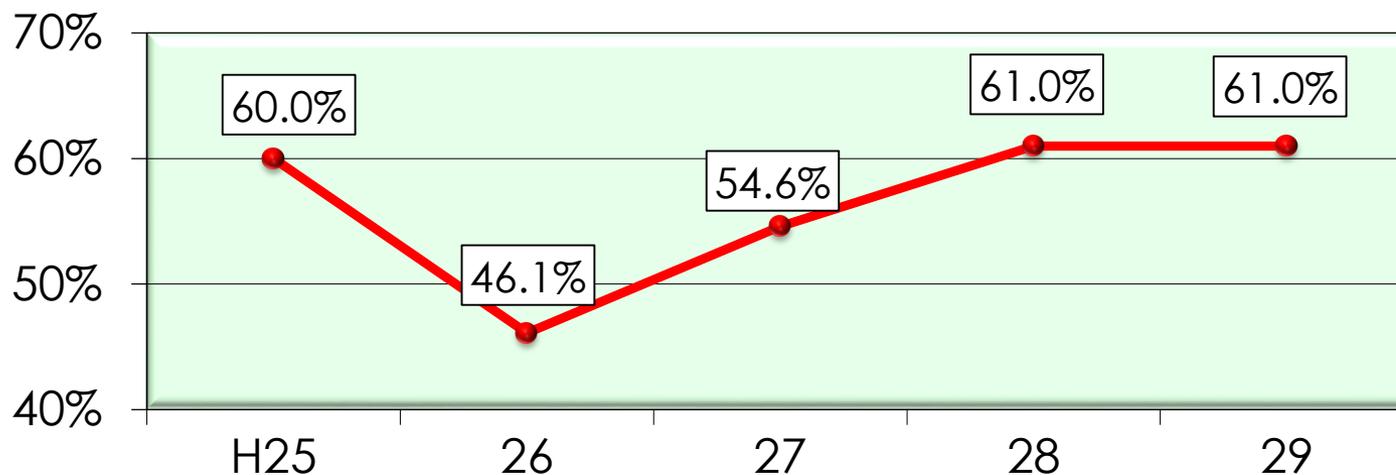


平成30年4月
企画部財政課



1 公共事業等の早期執行

公共事業の第2四半期の契約状況の推移

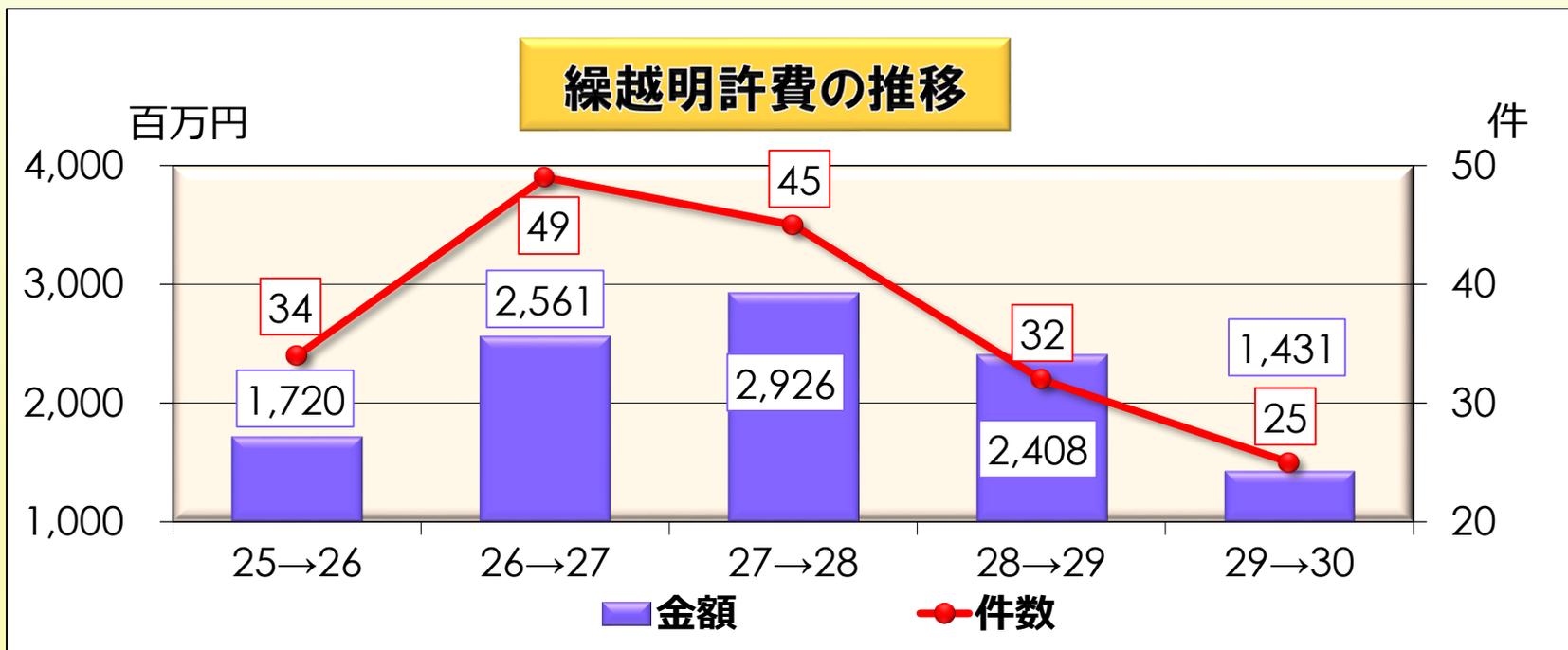


事業の早期完成は、市民サービスの向上に寄与し、地域経済に与える影響も多大であることを認識し、公共事業等の早期執行に努める必要があります。



第2四半期の目標契約率 80%

2 予算の繰り越しについて（繰越明許費）



予算の繰り越しは、あくまでも例外措置であり、会計年度独立の原則を徹底し、早期かつ計画的な事業発注に努める必要があります。



原則、単独事業等について、予算の繰り越しは認めません

3 施設修繕料の取扱いについて

随意契約とすることができる施設修繕料の金額の上限を**50万円から130万円に変更**します。

施設修繕料の決裁区分

平成29年度まで	
区分	決裁者
50万円以下	課長



平成30年度から	
区分	決裁者
50万円以下	課長
50万円超 130万円以下	部長